

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

### 「ボランティア活動の開始・再開に関する基本方針」について（第10報）

学生支援センター長 岩永 靖

熊本県に発令されていた「まん延防止等重点措置」は3月21日をもって解除されましたが、その後感染状況は増加の兆しもみられ、感染力の強いオミクロン株 BA.2 も確認されていることから、引き続き十分な感染防止対策を講じて、鋭意感染予防に努める必要があります。

については、新年度に入り対面授業も再開になったことを踏まえ、今後もさまざまなボランティアの要請があることが十分に予測されることから、適切にニーズに応える必要性に鑑み、以下の条件に限定し、かつ内容を吟味した上で対面式での活動を認めることとします。

加えて、活動が認められた場合に、みなさんに特に遵守していただきたい事項について、あらためて下記に示します。

下記に示した事項は、1つでもおろそかにすると感染の拡大を招き、尊い命を奪いかねることにつながる危険性があります。「ボランティア活動を行う者としての自覚」を常に持ち続け、行動してください。

なお、部活動・サークル活動等によるボランティア活動については、別に表示 [「開館時間内の課外活動の開始・再開について（第9報）」](#)の事項と合わせて判断することとします。

#### 記

##### 1. 条件について

当面の間、以下の条件のいずれか満たすものに限り、対面式でのボランティア活動を認めることとします。

(1) 正規の授業に関するもの

(2) 活動先からの要請があり、学生の活動先での活動に対して、新型コロナウイルスの感染に関する案件を含めた万一の場合の対人・対物保障等の対応が活動先によってなされるもの

(3) 令和3年11月22日付文部科学省周知文書 [「緊急事態措置区域及び重点措置区域での大学等の「部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について」](#)の記載内容を踏まえ、ワクチン・検査パッケージの活用、または活用の有無に拠らず下記に示す遵守事項が確実に実行され、確認できるもの

なお、上記の条件を満たしていないボランティア活動、あるいは依頼元から学生個人に直接依頼がなされ、大学（学生支援課、教員）が確認できていない事例が散見しており、この場合には、不測の事態が生じた際の対応ができないことから、これらについては、学生自身が学生支援課に届け出ることとし、内容を確認した上で対面式でのボランティア活動を認めることとします。

##### 2. 遵守事項について

ボランティア活動を行う学生においては、以下の事項を遵守することとします。

###### (1) 活動期間前

1) 参加の2週間前から、朝晩の検温及び風邪症状の確認を行うこと

・ Active Academy に掲載している「自己健康観察シート」に記録すること

・ 体調の変化がある場合は、速やかに①活動先の担当者、②本学の担当教職員に連絡し、当該日からの2週間は活動を停止すること

2) 自らの感染が判明した場合は、本人または同居人等によって速やかに①活動先の担当者、②本学の担当教職員に連絡することとし、治療・療養期間、及び陰性と判断され経過観察期間終了後の保健所等の指示により登学が可能となるまでの期間は、活動を停止すること

3) 同居人やアルバイト先に感染が確認されるなど、自らが「濃厚接触者」に特定された場合は、速やかに活動先の担当者並びに本学の担当教職員に連絡することとし、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、活動を見送ること

4) 自らが「接触者（その場所・スペースにいた者）」と特定された場合であっても、自身の行動状況を振り返り、必要に応じて、3)に掲げる対応を行うこと

5) 日ごろから免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること

6) アルバイトを行っている学生にとっては、移動も含めて徹底した感染防止対策を講じること

### (2) 活動期間中・活動中

1) 手指の洗浄・消毒、3密の防止、適切かつ十分な換気など、感染防止対策を徹底すること

・特別な事情のある場合を除き、活動中は常時マスクを装着すること

2) 朝晩の検温及び風邪症状の確認を行うこと

・Active Academyに掲載している「自己健康観察シート」に記録すること

・体調の変化がある場合は、速やかに①活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること

3) 自らの感染が判明した場合は、本人または同居人等によって、速やかに①活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること

4) 同居人やアルバイト先に感染が確認されるなど、自らが濃厚接触者に特定された場合は、速やかに①活動先の担当者に申し出て指示を仰ぐとともに、②本学の担当教職員に連絡すること

5) 感染拡大の状況等により、急遽、活動を中止せざるを得ないと活動先が判断した場合などにおいては、活動先の指示に従うとともに、速やかに本学の担当教職員に連絡すること

### (3) 活動期間終了後

1) 活動期間終了後2週間も、朝晩の検温及び風邪症状の確認を行うこと

・Active Academyに掲載している「自己健康観察シート」に記録すること

・体調の変化がある場合は、速やかに本学の担当教職員に連絡すること

2) 終了後に自らや同居人の感染が判明した場合は、速やかに本学の担当教職員に連絡すること

## 3. 連絡先

大学あるいは教員への依頼に基づいている活動 各担当教員

学生個人への依頼に基づいている活動 学生支援課